

## 令和5年第27回住田町議会定例会会議録

### 議事日程(第3号)

令和5年3月6日(月)午前10時開議

- 日程第 1 承認第1号  
令和4年度住田町一般会計補正予算(第5号)の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日程第 2 議案第7号  
令和4年度住田町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第 3 議案第8号  
令和4年度住田町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 4 議案第9号  
令和4年度住田町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 5 議案第10号  
令和4年度住田町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 6 議案第11号  
令和4年度住田町簡易水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第 7 議案第12号  
令和4年度住田町下水道事業会計補正予算(第4号)
- 日程第 8 議案第13号  
住田町個人情報の保護に関する法律施行条例
- 日程第 9 議案第14号  
情報公開条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第15号  
住田町情報公開・個人情報保護審査会条例
- 日程第11 議案第23号  
岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更に関し議決を求めることについて
- 日程第12 議案第24号

町道路線の廃止に関し議決を求めることについて

日程第13 議案第25号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

日程第14 発委第1号

住田町議会の個人情報の保護に関する条例

日程第15 議案第1号

令和5年度住田町一般会計予算

日程第16 議案第2号

令和5年度住田町国民健康保険特別会計予算

日程第17 議案第3号

令和5年度住田町介護保険特別会計予算

日程第18 議案第4号

令和5年度住田町後期高齢者医療特別会計予算

日程第19 議案第5号

令和5年度住田町簡易水道事業会計予算

日程第20 議案第6号

令和5年度住田町下水道事業会計予算

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

## 出席議員（11名）

1番	水野正勝君	2番	荻原勝君
3番	佐々木初雄君	5番	佐々木春一君
6番	村上薫君	7番	阿部祐一君
8番	林崎幸正君	9番	菊池孝君
10番	高橋靖君	11番	菅野浩正君
12番	瀧本正徳君		

## 欠席議員（1名）

4番 佐々木信一君

---

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 神 田 謙 一 君 教 育 長 松 高 正 俊 君

---

副 町 長 横 澤 孝 君 総 務 課 長  
兼 選 挙 管 理 山 田 研 君  
委 員 会 書 記 長

税 務 課 長 兼 佐 藤 修 君 企 画 財 政 課 長 横 澤 広 幸 君  
会 計 管 理 者

町 民 生 活 課 長 鈴 木 絹 子 君 保 健 福 祉 課 長  
兼 地 域 包 括 支 千 葉 英 彦 君  
援 セ ン タ ー 長

建 設 課 長 佐 々 木 真 君 農 政 課 長 兼  
農 業 委 員 会 佐 々 木 光 彦 君  
事 務 局 長

林 政 課 長 菊 田 賢 一 君 教 育 次 長 多 田 裕 一 君

---

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 菅 野 享 一 係 長 高 橋 京 美

開議 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（瀧本正徳君） おはようございます。ただいまの出席議員は11人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから、本日の会議を開きます。

---

◎日程第1 承認第1号

○議長（瀧本正徳君） 日程第1、承認第1号 令和4年度住田町一般会計補正予算（第5号）の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

報告の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、横澤広幸君。

○企画財政課長（横澤広幸君） 承認第1号 令和4年度住田町一般会計補正予算（第5号）の専決処分に関し承認を求めることについて御説明いたします。

今回専決処分した補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ39万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ49億5,901万5,000円としたものであります。

それでは、補正後の歳入歳出予算を第1表により御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。

2ページをお開き願います。なお、詳細は6ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の2.歳入を御覧ください。

18款繰入金39万1,000円の増は、財政調整基金繰入金の増によるものであります。続きまして、歳出について御説明いたします。

2ページをお開き願います。なお、詳細は6ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の3.歳出を御覧ください。

6款農林費39万1,000円の増は、林業構造改善事業過年度国県補助金返還金の計上によるものであります。

以上、令和4年度住田町一般会計補正予算（第5号）は、緊急を要するため、議会を招集

する時間的余裕がなかったことから、令和5年1月16日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

6番、村上薫君。

○6番（村上 薫君） この林業構造改善事業過年度国県補助金返還金39万1,000円は、旧木工事業整理に当たっての町経由で融資された国・県への補助金の返還金だというふうに理解しておりますが、このことが今まで議会でも大きな論点になっておりました。町民の関心も高いことから、この39万1,000円の内容を分かりやすく御説明をいただきたいと思っております。

○議長（瀧本正徳君） 林政課長、菊田賢一君。

○林政課長（菊田賢一君） 返還金の詳細でございますが、三木の分が27万9,310円、ランバーの分が11万1,187円、合計で39万497円ということになりますが、基本的には建屋の分が、まだ残存価格がございます、もろもろの部分で精査した部分でこのような返還金になったということでございます。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 村上薫君。

○6番（村上 薫君） この旧木工2事業体への国・県に係る返還金はこれで終了するという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（瀧本正徳君） 林政課長。

○林政課長（菊田賢一君） 清算に伴う部分につきましてはこれで終了ということになります。

○議長（瀧本正徳君） ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、承認第1号 令和4年度住田町一般会計補正予算（第5号）の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

承認第1号は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、承認第1号 令和4年度住田町一般会計補正予算（第5号）の専決処分に関し承認を求めることについては、原案のとおり可決されました。

---

## ◎日程第2 議案第7号

○議長（瀧本正徳君） 日程第2、議案第7号 令和4年度住田町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（横澤広幸君） 議案第7号 令和4年度住田町一般会計補正予算（第6号）について御説明いたします。

今回の補正予算は既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,512万9,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ49億9,414万4,000円とするものであります。

初めに、補正後の歳入歳出予算を、第1表により御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。

2ページをお開き願います。

なお、詳細は12ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の2.歳入を御覧ください。

1款町税1億8,190万円の増は、償却資産課税額1億6,900万円の増が主なものであります。

10款地方交付税4,835万8,000円の増は、普通交付税の増によるものであります。

12款分担金及び負担金71万8,000円の減は、保育所運営費一部負担金185万円

の減が主なものであります。

13款使用料及び手数料495万5,000円の減は、町営住宅使用料379万6,000円の減が主なものであります。

14款国庫支出金2,419万9,000円の減は、放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金916万円の減が主なものであります。

15款県支出金1,438万6,000円の減は、森林病虫害等駆除事業費補助金605万9,000円の減が主なものであります。

16款財産収入113万4,000円の減は、町有林立木売払い代金564万円の減が主なものであります。

18款繰入金1億3,707万4,000円の減は、財政調整基金繰入金1億3,703万2,000円の減が主なものであります。

20款諸収入183万3,000円の減は、学校給食費徴収金459万6,000円の減が主なものであります。

21款町債1,080万円の減は、町道改良等470万円の減が主なものであります。

続きまして、歳出について御説明いたします。

4ページをお開き願います。

なお、詳細は22ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の3.歳出を御覧ください。

1款議会費249万9,000円の減は、費用弁償138万7,000円の減が主なものであります。

2款総務費1億8,576万7,000円の増は、地域情報通信基盤施設整備基金積立金2億2,841万7,000円の計上が主なものであります。

3款民生費3,730万4,000円の減は、会計年度任用職員給料835万6,000円の減が主なものであります。

4款衛生費2,223万9,000円の減は、飲料水施設整備費補助金1,910万円の減が主なものであります。

6款農林業費6,249万9,000円の減は、農林業系廃棄物収集運搬処理業務委託料の減が主なものであります。

7款商工費1,320万6,000円の増は、住田町中小企業等エネルギーコスト節減対策費補助金2,000万円の計上が主なものであります。

8款土木費1,261万1,000円の減は、舗装費の減が主なものであります。

9款消防費1, 105万3, 000円の減は、大船渡地区消防組合分担金533万円の減が主なものであります。

10款教育費1, 563万9, 000円の減は、奨学金貸付金284万円の減が主なものであります。

12款公債費は、財源組替によるものであります。

次に、繰越明許費を第2表により御説明いたします。

6ページをお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費、税外納付書様式変更事業、7款商工費、1項商工費、住田町中小企業等エネルギーコスト節減対策費補助事業は実施期間に日数を要するため、繰越し、予算執行を行おうとするものであります。

次に、債務負担行為の補正を第3表により御説明いたします。

7ページをお開き願います。

今回の補正は追加であります。

庁舎等建物清掃委託及び町有施設警備委託を追加しようとするもので、庁舎等建物清掃委託の期間は令和5年度、限度額は672万9, 000円、町有施設警備委託の期間は令和5年度、限度額1, 501万3, 000円の追加とするものであります。

次に、地方債の補正を第4表により御説明いたします。

8ページをお開き願います。

今回の補正は変更であります。

変更は、次の5事業であります。

滝観洞観光センター整備事業を60万円減額し、1, 230万円に、種山ヶ原水道施設整備事業を150万円減額し、6, 980万円に、町道改良等事業を470万円減額し、5, 310万円に、消防団車両整備事業を260万円減額し、1, 660万円に、過疎地域持続的発展事業を140万円減額し6, 010万円にしようとするもので、起債の方法、利率、償還の方法については補正前と同じであります。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから質疑を行います。

発言を許します。

2番、荻原勝君。

○2番（荻原 勝君） 36ページ、7款商工費、1項商工費の2目商工振興費の中の18節

負担金補助金及び交付金の説明のところ、住田町中小企業等エネルギーコスト節減対策費補助金2,000万円について伺います。

新たな事業なのかと思いますが、事業の詳細について伺いたいと思います。

それから2点目、その項の下の方に3目観光費の一番下の方から三陸ジオパークけせん地域協議会負担金が50万円減額ということなんですが、このコロナ禍で三陸ジオパークの活動が少なかったというような解釈でいいのかどうか伺いたいと思います。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 農政課長、佐々木光彦君。

○農政課長（佐々木光彦君） それでは、私のほうから1点目の住田町中小企業エネルギーコスト節減対策費補助金の関係についてお答えいたします。

この補助金につきましては、先般の一般質問のほうでもお答えをしておりましたが、原油価格とか物価高騰の影響を受ける中小事業者に対しまして、その将来的な企業体質強化を図るということを目的として、エネルギーコストの節減に資する設備を更新するものについて補助金を交付するというものでございます。中小事業者がその具体的な行動を起こす部分についてそこに絞った支援策を今回行うというものでございます。対象条件は町内の中小事業者となりますけれども、要件といたしましては、例えばLED照明機器、それから高効率空調設備、それから厨房機器、それからその他事業の用に供する設備、それぞれの更新ということでいずれもエネルギー効率が既存のものよりも上がるというものについて対象として、対象設備の更新に要する設備というか、工事費、それらの総額の3分の2以内ということで補助をさせていただきます。上限を100万円と設定をさせていただいて、補助をさせていただくものでございます。

それから、2点目の三陸ジオパークけせん地域協議会の関係ですけれども、5万円の減となります。50万円ではなくて、5万円の減となりますけれども、これにつきましては確かにコロナ禍においてできない事業という部分もございましたので、その部分をやった実績に基づいて減額と、補助負担金額が確定したということに伴いまして減額をしたものでございます。

以上でございます。

○議長（瀧本正徳君） 荻原勝君。

○2番（荻原 勝君） じゃあ1点目についてだけ伺います。

エネルギーコスト削減ということは、LEDとか空調、厨房設備等ということなのですが、そういうことになると例えば電気とかガスとかガソリンとか石油とかそういうもののエネル

ギーというんですかね、そういうものに関わるものではないということなのか、それから中小企業等というふうに書いてありますけど、その中小企業等の等、などについてはどういうものなのか、それから今までコロナ対策などほかの補助金もたくさんありましたけども、そういうものとの併用というのにはできるのかについて伺いたいと思います。

○議長（瀧本正徳君） 農政課長。

○農政課長（佐々木光彦君） まず1点目の燃料費そのものに対する補助はどうなのかっていうお話でよろしかったでしょうか。先ほど説明をしましてとおり、設備の更新に係る補助ということでございますので、そこを御理解願いたいと思います。

それから2番目の中小事業者という部分ですけども、中小企業基本法に定められている町内の中小事業者ということになります。

それから、3点目のほかの事業との併用は、いずれ対象が異なりますので、ほかのものを事業としてもらっていてもこれはこれで別個の事業ということですので、補助金をもらえるということになります。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 荻原勝君。

○2番（荻原 勝君） 最後の質問なんですけど、ちょっと細かいようですが、中小企業等というときの等がどういうことなのかなというのをちょっと理解できなかったんです。

○議長（瀧本正徳君） 農政課長。

○農政課長（佐々木光彦君） 中小事業者には法人のものもあれば、個人事業主というものもございまして、中小企業等というのは名前になっておりますけども、中小事業者ということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（瀧本正徳君） ほかにございせんか。

5番、佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） 一つ目は12ページの歳入の1款町税で固定資産税で償却資産課税額が1億6,900万計上になっております。この年度末に近い時期にこのように大きな課税額が補正されたその案件のことについてどういったものであるか、確認させていただきます。

二つ目は14ページの14款国庫支出金で国庫補助金のところにデジタル田園都市国家構想推進交付金288万7,000円が計上になっているわけですが、総務省によるとこの交付に当たってはマイナカードの普及率やそれらを見計らいながら、全国平均を下回る

場合には交付金の算定に影響するというふうなことも話されておったわけではありますが、今回この交付金が交付されるに当たっての交付要件はどういうものであったかということと、この交付金を利用しての歳出の予定事業はどういうものであるか、その点確認させていただきます。

次に、31ページ、歳出になりますが、4款の衛生費での予防費のこちらの償還金として1,737万3,000円、新型コロナウイルス感染症の関係の事業費が大きく返還なったわけですが、十分なこれまでの取組の精査によって返還金が生まれたものと思われそうですが、その背景について伺いたします。

○議長（瀧本正徳君） 税務課長、佐藤修君。

○税務課長（佐藤 修君） それでは、私のほうからは12ページの歳入、固定資産税についてお答えさせていただきます。

固定資産税につきましては、もともと償却資産、今の時期の申告といったようなこともあってですね、当初予算の編成には間に合わないという部分が例年ございます。今回の案件につきましては、新たな鉱山等のものがあったということで償却資産が大幅に増えたということでございます。

あと、補正予算の時期につきましては、税収その他全体的なものを見た上で財政と協議の上で補正の時期を決めていくものでございます。

以上でございます。

○議長（瀧本正徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（横澤広幸君） 私のほうからはデジタル田園都市国家構想推進交付金の関係で答弁させていただきます。

この部分に交付金を活用した部分はですね、一つ上の地方創生テレワーク交付金というのがございますけれども、当初そちらのほうで申請しておったんですが、そちらのほうは補助の率がですね、2分の1ということでちょっと半分ということなんですけれども、デジタル田園都市のほうの推進交付金につきましては4分の3ということでなりまして、昨年3月にですね、急遽国の補正のほうでこういう対応なったものですから、率の良い方にうちのほうで乗ったという形でございます。要件等につきましては、デジタル化、Wi-Fi環境を整備するとかそういったものであれば可能だということでそういう部分で実施したというものでございまして、この事業を実施した箇所につきましては、仕事と学び複合施設ICOWELL SUMITAの部分でWi-Fi環境を構築したということでございます。

以上でございます。

○議長（瀧本正徳君） 保健福祉課長、千葉英彦君。

○保健福祉課長（千葉英彦君） コロナウイルスのワクチン接種に係る返還金について御説明いたします。

令和3年度に実施したワクチン接種希望される方皆さんに対してのワクチン接種でございますけども、当初見込んだ経費額よりも少額の経費で接種を皆さんに行うことができたことから、3年度の事業を精算した際に返還金が生じたものでございます。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） 固定資産税についてはこの償却資産の課税に対して徴収は年度内に一度に行われるというふうなことで理解していいか、その点お伺いいたします。

それから、デジタル田園都市構想の交付金については事業の制度の組替えというようなことで理解をいたしました。いずれ歳出に当たって事業目的に沿って事業が行われたということでありまして、次はこれらの運用のことになると思いますんで、運用に当たっての学びのところどどのように現状で進んでいるかその点お伺いさせていただきます。

それから、新型コロナの関係でワクチン接種が皆さんの様々な努力、医療関係者の努力で残金生まれたというふうなことでありますが、このことは、返還は町民のワクチン接種やそういったところの接種率等の利用の部分が大きく低下したために生まれたというようなことでなく、当初見込みのワクチン接種やそれらに関わる取組が十分行われた上での残金というふうなことで理解してよろしいかお伺いします。

○議長（瀧本正徳君） 税務課長。

○税務課長（佐藤 修君） 先ほどの償却資産の部分につきましては、既に今年度収納している状況でございます。

○議長（瀧本正徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（横澤広幸君） 私からはイコウェルすみたの運用面のことについて御答弁させていただきます。

1月16日に施設のほうは完成いたしまして、その後Wi-Fi環境の整備あるいは備品等の購入を順次進めてまして、当初は3月中旬頃にオープンということを想定しておりましたけれども、現在のり面といいますか、環境の部分ですね、の工事のほうにちょっと着手するというのでそれは3月末に終わるということでございまして、4月中旬頃にプレオープン

ンという形を想定してございます。ということでよろしいですか。

以上でございます。

○議長（瀧本正徳君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（千葉英彦君） ただいまの御質問の接種率が低下した等による補助金の返還ではないかというような御質問でございますが、接種率は低下しておりませんし、九十数%の高い接種率でありますし、取組をきちっとした結果、返還金が生じたという内容になっております。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） ほかにございませんか。

7番、阿部祐一君。

○7番（阿部祐一君） 2点お願いいたします。

まず歳入のほうですが12ページのですね、町税たばこ税ですね、1,173万ほどの大幅な増収があるわけですが、いきなり喫煙者が増えたわけではないと思うんですが、この増員の要因は何だったのかお伺いいたします。

それから、17ページのね、県支出金のほうですが、15款2項4目2節のですね、林業振興事業費補助金、支出のほうにもあるんですが、こちらのほうで大幅な減額になっているわけですが、主に松くい虫のほうかなと思うんですが、この減額になった要因は何かをお伺いいたします。

○議長（瀧本正徳君） 税務課長。

○税務課長（佐藤 修君） 町たばこ税につきましては、一昨年、令和3年度にたばこ税等が値上げされてございます。その際にたばこの実際の購入数によって税収が入ってくるものですから、全体的に下りるだろうという、下りるといいますか、本数が減るんだろうという見込みを立てていたところ、見込みよりも減少数が少なかったということで、前年並みぐらいの本数が販売されているということから税収が伸びたということでございます。

○議長（瀧本正徳君） 林政課長。

○林政課長（菊田賢一君） 松くい虫の減額に係る要因ということでございますが、松くい虫自体は令和3年度4年度と比較して増えているような状況にはなっております。駆除数についても前年度上回っておりますが、当初の見込みは拡大傾向にありますので、当初の見込みが過大に評価したという部分での減額になります。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 阿部祐一君。

○7番（阿部祐一君） 松くい虫はそうだとおっしゃるようですが、過日の森林組合の総会の中では、ナラ枯れも住田町内で発生してきたということがありますが、そういうものの対策はこの事業でできるのかお伺いいたします。

○議長（瀧本正徳君） 林政課長。

○林政課長（菊田賢一君） ナラ枯れにつきましても今年度、一昨年度発生しておりますが、今年度についても1か所発生しております。ナラ枯れについても早期の駆除が大切と思っておりますので、早期の駆除対応をしたいと思っております。

○議長（瀧本正徳君） ほかにございませんか。

6番、村上薫君。

○6番（村上 薫君） 2点お尋ねをいたします。

25ページの2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、12節の委託料、まず一つはふるさと納税に関わってお尋ねをいたします。

支援業務の委託先とこの委託料というのがどのようになっているのか、それで現時点での寄附額もお尋ねをいたします。

2点目は33ページの6款農林業費、2項林業費、7節の報償費に関わって、これは鳥獣害に、有害捕獲業務というふうになっておりますが、鳥獣害についてお尋ねをいたします。

現時点での鹿、イノシシの捕獲頭数は何頭になっているのかお尋ねいたします。

○議長（瀧本正徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（横澤広幸君） 私のほうではふるさと納税の支援業務委託料の件でございます。

現在この部分につきましては、さとふるさんのほうに業務委託をいたしまして、寄附につきましては、出来高制でございまして、およそ少額で、ちょっと月数が少なかったものから、ちょっと実績的には10万円程度ということになってございます。

あと実績につきましてはですけども、1月末現在ですけども、寄附額につきましては2,162万8,000円ほどとなっております。前年度比の同じ時期と比較しましては1,76万8,000円ほど上回っているという形でございます。

以上でございます。

○議長（瀧本正徳君） 林政課長。

○林政課長（菊田賢一君） 有害駆除の実績ということになりますが、ニホンジカについては

今年度現在のところ976頭、イノシシにつきましては19頭、ツキノワグマについては6頭というふうな状況になっております。

○議長（瀧本正徳君） 村上薫君。

○6番（村上 薫君） ふるさと納税は委託先はさとふるということで、10万ほどの費用がかかっているということです。寄附額については2,162万ということですが、そこでお尋ねしたいのは、このふるさと納税の収支ですね、寄附金がまずありますね。支出とすれば返礼品代であるとか、業務委託料であるとか事務費があると思いますが、この収支というのは大体どのぐらい実質的な、収入といいますかね、なっているものなのでしょうか。

それから、獣害駆除のほうの鳥獣害についてお尋ねいたしますが、先ほど日本鹿については976頭、イノシシは19頭、熊については6頭ということでした。そこでこのですね、鳥獣害の見てみますと、4月1日から10月31日までは町の独自の獣害駆除の期間であります。11月1日から2月末っていうのは県の指定管理事業。この中で1年間を通してみますと、3月1日から3月31日、今の時期ですね、この時期が狩猟期間ということで特にお金は出ないと、捕獲してもお金が出ないという時期になってて、狩猟者の方々に聞きますと、やはりお金が出ないものですから、捕獲の意欲が格段に下がっちゃう。なかなかこの3月期間中っていうのは捕獲頭数が少ないんですね。私が考えるに、一番本当はこの3月中というのが暖かくなってきて、動物も動き出します。こういう時期にきちっとした町独自のね、獣害捕獲のこれを新設したほうがいいのかというふうな声があります。この件についてはいかがでしょうか。

○議長（瀧本正徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（横澤広幸君） ふるさと納税の収支につきましてでございますけれども、収入につきましては先ほど言いました2,100万円ほど今現在なってございますが、支出につきましては、返礼品につきましては、総務省から通知来ているとおり3割のルールがございますので、およそ返礼品につきましては600万ほどかと思っております。あとはそれにかかる送料でありますとか、あとはふるさと納税のクレジット決済とかがございますけれども、そこで300万ほどから400万ほどでございますので、1,000万ほど経費としてはかかっている状態ということで1,000万円くらいのプラスという形になってございます。

以上でございます。

○議長（瀧本正徳君） 林政課長。

○林政課長（菊田賢一君） 鹿対策の独自のというふうな部分でございますが、猟期中の助成

については、今のところ考えてはございません。ただ、有害駆除の部分で網に引っかかったりですとか、そういった部分での有害駆除はこの猟期中でも継続して実施しているような状況になっております。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 村上薫君。

○6番（村上 薫君） 分かりました。ふるさと納税の収支については大体ネットであれば1,000万ぐらいになっているかなと。ここのネットのところをきちっとやっぱり押さえていくことが大事なんだろうというふうに思います。

そこで、提案でございますけれども、陸前高田市と一関さんでは連携をしまして、ふるさと返礼品をですね、山の幸と海の幸を組み合わせでやっているんですね。私は以前から提案をいたしました、大船渡と住田、これ定住自立圏の中にありますので、そういう中でこのふるさと納税のセット品ですね、住田の肉であるとか山のもの、大船渡の海のものですね、こういうものをやっぱり開発をしながらやっていくというのは一つの手じゃないのかなというふうに思います。いかがでございますか。

それから、鳥獣害のほうですが、ネットに引っかかったものについてはそれとおりにやっているということですが、やはりこの3月期間というのが一番私は大事な時期だというふうに思います。なぜかといいますと、ハンターの方々は農業とか林業とか携わっておりますから、もう暖かくなってきますと畑仕事のほうに4月になりますともう出なければなりません。この3月の期間中にどれだけ捕れるかどうか、そこがやっぱり一つの鳥獣害対策のポイントになるんじゃないかなというふうに思います。鳥獣被害防止計画というのがありますが、これは令和5年度から新しくつくるようになります。ぜひこの3か年の新しい計画の中で検討していただきたいというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（瀧本正徳君） 農政課長。

○農政課長（佐々木光彦君） それでは私のほうから1点目のふるさと納税の返礼品の関係についてお答えをいたします。

村上議員のほうから御提案いただいた部分でございますけれども、基本的にふるさと納税の返礼品というのはその土地のものと基本的にはそうになっておりまして、あとあるいはその土地から出た材料費を、原材料費ですね、使っているようなものみたいな部分である程度の制約がありますので、そういった部分で定住自立圏とのことで例えば海のものとか山のものとかセットというようなお話もございましたけれども、そういった部分がうまく返礼品として該当

するのかどうかといった部分もちょっと調査しながら検討させていただきたいというふう  
考えております。

○議長（瀧本正徳君） 林政課長。

○林政課長（菊田賢一君） それでは、有害駆除の部分でございますが、議員御質問のとおり  
ですね、4月5月あたりは雪解けになって駆除頭数も増えているような状況になっておりま  
す。3月中のというふうな部分ではございますが、これからの計画等々に加味しながら有害  
駆除の対策を講じていきたいと考えております。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） ほかにございませんか。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第7号 令和4年度住田町一般会計補正予算（第6号）を採決します。

議案第7号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第7号 令和4年度住田町一般会計補正予算（第6号）は原案のとおり  
可決されました。

---

### ◎日程第3 議案第8号

○議長（瀧本正徳君） 日程第3、議案第8号 令和4年度住田町国民健康保険特別会計補正  
予算（第3号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長、鈴木絹子君。

○町民生活課長（鈴木絹子君） 議案第8号 令和4年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について説明いたします。

今回の予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ5,931万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ7億6,791万5,000円とするものです。

補正の内容について、2ページ、第1表、歳入歳出予算補正により説明いたします。

初めに、歳入について御説明いたします。

なお、詳細は6ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書2.歳入を御覧ください。

1款国民健康保険税237万2,000円の減は、一般被保険者国民健康保険税医療給付費分の減が主なものです。

3款県支出金6,183万3,000円の増は、普通交付金の増が主なものです。

4款財産収入7,000円の減は、基金運用収入の減によるものです。

7款雑入14万3,000円の減は、特定健康検査自己負担金の減によるものです。

次に、歳出について御説明いたします。

詳細は7ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書3.歳出を御覧ください。

2款保険給付費、6,226万円の増は、一般被保険者医療費保険者負担分の増が主なものです。

3款国民健康保険事業費納付金196万5,000円の減は、一般被保険者医療給付費分納付金の減が主なものです。

5款保健事業費67万7,000円の減は、健診健康検査委託料の減によるものです。

6款基金積立金7,000円の減は、基金運用収入積立金の減によるものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第8号 令和4年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第8号は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第8号 令和4年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第4 議案第9号

○議長（瀧本正徳君） 日程第4、議案第9号 令和4年度住田町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（千葉英彦君） 議案第9号 令和4年度住田町介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

今回の補正予算は、保険事業勘定歳入歳出予算の補正であり、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ504万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ10億2,740万9,000円にしようとするものです。

補正後の歳入歳出予算を、2ページ、第1表、歳入歳出予算補正により御説明いたします。

2ページをお開きください。

まず、歳入について御説明いたします。なお、詳細は6ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書2.歳入を御覧ください。

1款保険料、1項介護保険料261万9,000円の減は、第1号被保険者保険料の減によるものです。

2款使用料及び手数料、1項手数料5,000円の増は、督促手数料の増によるものです。

3款国庫支出金、1項国庫負担金12万4,000円の増は、介護給付費負担金の増。同じく、2項国庫補助金6万8,000円の減は、調整交付金、地域支援事業交付金の減が主なものです。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金98万円の減は、介護給付費交付金の減が主なものです。

5款県支出金、1項県負担金122万2,000円の減は、介護給付費負担金の減。同じく2項県補助金30万4,000円の減は、地域支援事業交付金の減によるものです。

6款財産収入、1項財産運用収入4,000円の減は、基金運用収入の減によるものです。

7款繰入金、1項一般会計繰入金201万円の減は、低所得者保険料軽減繰入金の減が主なものです。同じく2項基金繰入金203万5,000円の増は、介護給付費準備基金繰入金の増によるものです。

次に、歳出について御説明いたします。

詳細は9ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書3.歳出を御覧ください。

1款総務費、1項総務管理費1万1,000円の減は、消耗費の減。同じく2項徴収費5万8,000円の減は、印刷製本費の減、同じく3項認定調査費6万9,000円の増は、主治医意見書作成料の増が主なものです。

2款保険給付費、1項介護等給付費336万1,000円の減は、特定入所者介護サービス費等の減が主なものです。

4款基金積立金、1項基金積立金4,000円の減は、介護給付費準備基金積立金の減によるものです。

5款地域支援事業、1項包括的支援事業・任意事業141万7,000円の減は、生活支援コーディネーター設置事業委託料の減が主なものです。同じく2項介護予防・生活支援サービス事業26万1,000円の減は、通所介護短期集中型サービス事業委託料の減によるものです。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第9号 令和4年度住田町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第9号は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第9号 令和4年度住田町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第5 議案第10号

○議長（瀧本正徳君） 日程第5、議案第10号 令和4年度住田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（鈴木絹子君） 議案第10号 令和4年度住田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

今回の予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ512万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ8,514万9,000円にしようとするものです。

補正の内容については、2ページ、第1表、歳入歳出予算補正により説明いたします。

初めに、歳入について御説明いたします。

詳細は4ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書2. 歳入を御覧ください。

3款繰入金512万5,000円の減は、保険基盤安定繰入金の減によるものであります。

次に、歳出について説明いたします。

詳細は4ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書3. 歳出を御覧ください。

2款後期高齢者医療広域連合納付金512万4,000円の減は、保険基盤安定負担金の減によるものであります。

3款諸収入1,000円の減は、還付加算金の減によるものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第10号 令和4年度住田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第10号は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第10号 令和4年度住田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第6 議案第11号

○議長（瀧本正徳君） 日程第6、議案第11号 令和4年度住田町簡易水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

建設課長、佐々木真君。

○建設課長（佐々木 真君） 議案第11号 令和4年度住田町簡易水道事業会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

議案書1ページを御覧ください。

第2条の収益的支出の予定額の補正は、既決予定額を122万4,000円減額しようとするものであります。

第3条の資本的収入及び支出の予定額の補正は、既決予算額を255万円減額し、補填財源を改めようとするものであります。

補正予算の主な理由を、3ページ、補正予算実施計画により御説明申し上げます。

収益的支出の補正は、1款1項1目原水費及び浄水費を110万円減額し、同じく2目配水費及び給水費を50万円減額し、2項2目消費税及び地方消費税を37万6,000円増額するものです。

資本的支出の補正は、1款1項1目原水費及び浄水費の委託料を実績見込みにより255万円減額するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第11号 令和4年度住田町簡易水道事業会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第11号は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

起立多数であります。

したがって、議案第11号 令和4年度住田町簡易水道事業会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第7 議案第12号

○議長（瀧本正徳君） 日程第7、議案第12号 令和4年度住田町下水道事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（佐々木 真君） 議案第12号 令和4年度住田町下水道事業会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

議案書1ページを御覧ください。

第2条の収益的支出の予定額の補正は、既決予定額を50万円減額しようとするものであります。

第3条の資本的収入及び支出の収入の予定額の補正は、既決予定額を326万円減額し、同じく支出の予定額の補正は既決予定額を546万8,000円減額し、補填財源を改めようとするものであります。

補正予算の主な理由を、3ページ、補正予算実施計画により御説明申し上げます。

収益的支出の補正は、1款1項1目管路施設管理費を50万円減額するものです。

資本的収入及び支出の収入の補正は、1款2項1目国庫補助金を事業費の減少により326万円減額するものです。同じく支出の補正は1款1項3目総係費の公共下水道ストックマネジメント基本計画策定業務委託料を546万8,000円減額するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第12号 令和4年度住田町下水道事業会計補正予算（第4号）を採決します。

議案第12号は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

[起立多数]

起立多数であります。

したがって、議案第12号 令和4年度住田町下水道事業会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（瀧本正徳君） 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### ◎日程第8 議案第13号

○議長（瀧本正徳君） 日程第8、議案第13号 住田町個人情報の保護に関する法律施行条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

総務課長、山田 研君。

○総務課長（山田 研君） 議案第13号 住田町個人情報の保護に関する法律施行条例について提案理由の説明をいたします。

個人情報保護制度につきましては、これまで各地方公共団体において、それぞれ条例を制定して対応しておりましたが、令和3年5月に個人情報保護法の改正が行われ、国や民間も含めた全国的な共通ルールが法で設定されました。

本町におきましても地方公共団体の法の施行日が令和5年4月となることから、これに併

せ、本条例を制定しようとするものであります。

主な内容は、対象とする町の機関等の規定、個人情報に適正に管理するための帳簿の整備に関する規定、個人情報の開示請求、訂正請求、利用停止請求の手続に関する規定、審査会への諮問に関する規定の訂正であります。

それでは、議案書により説明いたします。

1 ページを御覧ください。

第1条は、この条例の趣旨であります。

第2条第1項は、町の機関の規定、第2項は、個人情報の保護に関する法律及び施行令で使用する用語を規定するものであります。

第3条第1項は、個人情報取扱事務登録簿の定義及び記載事項を、第2項は、登録及び変更の義務、第3項は、抹消の義務、第4項は、一般の閲覧措置義務を規定するものであります。

第4条は開示請求への記載事項を規定するものであります。

2 ページを御覧ください。

第5条第1項は、開示請求の手数料、第2項は、開示請求に係る写しの交付に要する費用負担を規定するものであります。

第6条は、個人情報の訂正等を提供する場合の訂正請求書への記載事項を規定するものであります。

第7条は、保有個人情報の利用停止請求をする場合の利用停止請求書への記載事項を規定するものであります。

第8条は、住田町情報公開個人情報保護審査会に諮問することができる場合を規定するものであります。

次に、附則であります。

第1条は、施行期日を令和5年4月1日とするものであります。

第2条は、個人情報保護条例を廃止するものであります。

第3条は、個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置で、第1項は、職員等が知り得た個人情報の守秘義務について、第2項は、事務の委託を受けた者等が知り得た個人情報の守秘義務について、第3項は、施行日前にされた開示等の請求について、第4項は、個人の秘密を正当な理由なく提供した場合の罰則について、第5項は、自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で提供等をした場合の罰則について、第6項は、旧条例の廃止前の違反に対する

罰則について規定するものであります。

3 ページを御覧ください。

第4条は、個人情報保護条例の廃止及び住田町個人情報の保護に関する法律施行条例の新規制定による用語の変更に伴う一部改正であります。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

5番、佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） それでは、今回の個人情報の保護に関する法律施行条例については、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備ということで、この後の議案にも2つ議案が出てくるわけですが、最初に確認させていただきます。

デジタル社会の形成ということで、一般質問やこれまでの質疑の中でも取り扱ってきたわけですが、自治体DXのまず取組のことについて確認をさせていただきます。

国、総務省では、自治体に対してこの事業を取り組むためにデジタル人材の確保・育成の取組を支援するとして、民間から専門人材を確保して、CIOなど最高情報管理統括責任者等を置くような指導もなされているわけですが、今回の6番議員の一般質問の中で、自治体DXの推進に当たっては、庁内の職員での推進委員会で対応するという体制で取り組むということと、できることから取り組むということでありました。民間からこのような大事なところに登用するということは、情報の漏えい等にもつながるといようなことで、その体制で取り組むということについて、再度その点のところを確認させていただきます。

2つ目は、このデジタル社会の目指すものの一つの中に、マイナンバーカードの普及があります。マイナンバーカードは、赤ん坊から高齢者までが対象として取得に努めておるわけですが、民間のアンケート調査によると、取得者の7割は、マイナポイントがもらえるからという理由でマイナンバーカードの利活用について深く考えないで取得に進んでいるという点がありますので、マイナンバーカードの取扱い、このことも今後のところで個人情報漏えい等につながるものではないかと思うことから、その点を確認させていただきます。

○議長（瀧本正徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（横澤広幸君） 私のほうから自治体DXに関係いたしまして、情報漏えいの件についてお答えいたします。

昨今の一般質問のほうでも答弁したとおり、推進体制につきましては、DX推進本部を設

置いたしまして、D X推進計画委員が中心になって計画を進めていくという形になってございます。

その中で情報漏えいの件につきましては、本庁のほうでもセキュリティポリシーのほうを定めてございまして、今年度併せましてそちらのほうも改定する予定でございまして、そういった部分、個人情報保護の観点からも調整しながら、情報漏えいには万全を期して対応していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（瀧本正徳君） 町民生活課長。

○町民生活課長（鈴木絹子君） 私のほうからは、マイナンバーカードの普及と情報漏えいの関連についてお答えいたします。

マイナンバーカードの利活用についてでございますけれども、現在やはり、ポイントというところで進んでいる傾向がありますけれども、2024年度には健康保険証との結びつけが義務になってくるようでございます。国の動き等を見ながら、正しい使い方等の普及に努めてまいりたいと考えております。

また、情報漏えいにつきましても、マイナンバーカードを所持したために情報漏えいするというような考えが至らないようにマイナンバーカードの安全性について普及してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（瀧本正徳君） 佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） 自治体D Xの取組については分かりました。いずれ庁舎内の横断的な対応で行政サービスが落ちないように対応するというところでお願いしたいと思っております。

次に、マイナンバーカードについては、マイナンバーカードは、デジタル社会のパスポートというふうな位置づけで国も取り組んでいるということで、今後、健康保険証の利用や運転免許証との一体化など、マイナンバーカードを使わざるを得ない状況につくり出していくのではないかとこのように考えられます。

もう一つは、公金の受取口座の登録等もありまして、マイナンバー利用の事務を拡大すれば、情報漏えいの危険性が高まって、個人情報の取扱いについては本人同意が原則であります。そこら辺のところも心配されるところであります。その対応についてお伺いいたします。

○議長（瀧本正徳君） ここで暫時休憩します。

休憩 午前 11時22分

再開 午前 11時23分

○議長（瀧本正徳君） それでは、再開しますので答弁をいただきます。

町民生活課長。

○町民生活課長（鈴木絹子君） マイナンバーカードの情報、公金等結びつけば、情報漏えい等の心配が増大するというような考えでございますけれども、現在、相当数の方が公金等結びつけてきているような状況にあると思っておりますけれども、マイナンバーカードを所持して、マイナンバーカード自体から情報漏えいするというような事例はまだ報告されていないと捉えております。マイナンバーカードの安全性のほうを普及してまいりたいと考えております。もちろんリスク等もあれば、リスク等についても考えて対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（瀧本正徳君） 佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） いずれ条例の下に住民サービスが総合的に行われるんだろうと思います。

いずれこのことによって。デジタル化ということをして上げて、本人の望まない形で他の目的に利用されないことを担保するためにも、個人情報保護を形式化させないように取り組んでほしいということをこの条例に先立って希望するところであります。見解をお伺いできればと思います。

○議長（瀧本正徳君） 総務課長。

○総務課長（山田 研君） 個人情報保護に関しましては、先ほど提案説明でも申し上げましたとおり、今までは地方公共団体のほうで全て対応するということでしたが、これからは、国で一元化して対応するというふうなことになってございます。

具体的には、国におきまして個人情報保護委員会というものを設けて対応するというふうなことになります。ガイドラインを設けて、この部分はこうするんだ、この部分はこうするんだということで一つ一つ個人情報の保護に重点を置きながら進めていくというふうな体制になってございます。

地方公共団体、本町も含めましては、制度につきましては、国において制度のほうを構築するというふうなことになってございますので、住田町といたしましては、それを適切に運用していくというふうな形になると考えてございます。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第13号 住田町個人情報の保護に関する法律施行条例を採決します。

議案第13号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第13号 住田町個人情報の保護に関する法律施行条例は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第9 議案第14号

○議長（瀧本正徳君） 日程第9、議案第14号 情報公開条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（山田 研君） 議案第14号 情報公開条例の一部を改正する条例について提案理由の説明をいたします。

令和3年5月に改正された個人情報保護法に基づき、本条例の一部を改正しようとするも

のであります。

主な改正内容は、開示義務に係る要件の追加、情報公開審査会の廃止及び住田町情報公開個人情報保護審査会の新設に伴う関係条文の改廃であります。

それでは、新旧対照表により御説明いたします。

1 ページを御覧ください。

第3章は、情報公開審査会に関する規定を削除するものであります。

第6章は、罰則に関する規定を削除するものであります。

第7条は、法で規定する要件の追加及び用語の整理であります。

3 ページを御覧ください。

第16条は、用語の整理で、第7条改正による号ずれに伴う改正、情報公開審査会の廃止及び住田町情報公開個人情報保護審査会の新設に伴う改正であります。

第3章第23条から第36条は、情報公開審査会の廃止に伴う削除であります。

6 ページを御覧ください。

第44条は、第25条の削除に伴う規定の削り、情報公開審査会の委員が職務上知り得た秘密を漏らした場合の罰則を規定するものであります。

次に、附則であります。

第1項は、施行期日を令和5年4月1日とするものであります。

第2項は、改正後の第7条は、改正後の第12条第1項について適用するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第14号 情報公開条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第14号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第14号 情報公開条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第10 議案第15号

○議長（瀧本正徳君） 日程第10、議案第15号 住田町情報公開・個人情報保護審査会条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（山田 研君） 議案第15号 住田町情報公開・個人情報保護審査会条例について提案理由の説明をいたします。

令和3年5月に改正された個人情報保護法に基づき、情報公開審査会、個人情報保護審査会、個人情報保護審議会を廃止することに伴い、新たに情報公開・個人情報保護審査会を設置するため、本条例を制定しようとするものでございます。

主な内容は、個人情報保護条例の廃止及び住田町個人情報の保護に関する法律施行条例の新規制定に伴い、必要となる調査審議する機関を定めようとするもの、個人情報保護制度及び情報公開制度間での整合性を確保する観点から、両制度の諮問機関を統一して運用するため整備しようとするものであります。

それでは、議案書により御説明いたします。

1ページを御覧ください。

第1条は、この条例の趣旨であります。

第2条は、住田町情報公開・個人情報保護審査会の設置について規定するものであります。

第3条は、諮問庁、公文書、保有個人情報について用語の定義をするものであります。

第4条第1項は、審査会の調査審議事項、第2項は、情報公開条例の実施に関し、実施期間への意見について規定するものであります。

2ページを御覧ください。

第5条は、審査会の委員数を5人以内とするものであります。

第6条第1項は、委員は優れた識見を有する者から町長が委嘱すること、第2項は、委員の任期を2年とすること、第3項は、補欠委員の任期を前任者の残任期間とすること、第4項は、委員の守秘義務、第5項は、在任中に政党その他の政治的団体の役員となり、または積極的に政治活動をしてはならないことを規定するものであります。

第7条第1項は、会長は委員の互選により選任すること、第2項は、会長は審査会を代表し、会務を総理すること、第3項は、会長に事故または欠けたときの職務を代理する者の決定方法を規定するものであります。

第8条は、調査審議の実施について規定するものであります。

第9条第1項、第2項、第3項及び第4項は、それぞれ調査権限について規定するものであります。

第10条第1項及び第2項は、それぞれ意見の陳述について規定するものであります。

第11条は、意見書等の提出について規定するものであります。

3ページを御覧ください。

第12条第1項、第2項、第3項及び第4項は、それぞれ提出資料の写しの送付等について規定するものであります。

第13条は、審査請求等に係る調査審議の手続は非公開とすることを規定するものであります。

第14条は、答申をしたときは、写しを審査請求人等に送付し、内容を公表することを規定したものであります。

第15条第1項及び第2項は、それぞれ審査請求等以外の審査審議について規定したものであります。

第16条は、規則への委任であります。

第17条第1項は、守秘義務に違反した場合の罰則について、第2項は、前項の規定を町の区域外の者にも適用することを規定したものであります。

次に、附則であります。

第1条は、施行期日を令和5年4月1日とするものであります。

4ページを御覧ください。

第2条は、施行日前に委員を委嘱できることを規定するものであります。

第3条第1項は、住田町情報公開審査会の廃止のときの不服申立てに関する調査審議中の

ものについて、第2項は、旧委員の守秘義務について、第3項は、守秘義務に違反した場合の罰則について規定するものであります。

第4条第1項は、住田町個人情報保護審査会を廃止したときの不服申立てに関する調査審議中のものについて、第2項は、旧条例の実施に関する調査審議について、第3項は、旧委員の守秘義務について、第4項は、守秘義務に違反した場合の罰則について規定するものであります。

第5条第1項は、旧個人情報保護条例の規定によるその権限に即された事項等に関する調査審議について、第2項は、旧委員の守秘義務について、第3項は、守秘義務に違反した場合の罰則について規定するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第15号 住田町情報公開・個人情報保護審査会条例を採決します。

議案第15号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第15号 住田町情報公開・個人情報保護審査会条例は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第11 議案第23号

○議長（瀧本正徳君） 日程第11議案第23号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更に関し議決を求めることについてを議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（山田 研君） 議案第23号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更に関し議決を求めることについて提案理由を説明いたします。

令和5年3月31日をもって解散する岩手県沿岸知的障害児施設組合について、同日をもって岩手県市町村総合事務組合から脱退させること及び令和5年4月1日に盛岡広域環境組合を岩手県市町村総合事務組合に加入させ、盛岡広域環境組合の議会の議員その他非常勤の職員に係る災害補償に関する事務を岩手県市町村総合事務組合において共同処理すること、このことに伴い、岩手県市町村総合事務組合規約の一部を変更することについて議会の議決を求めるものでございます。

2枚目を御覧ください。

別紙は、岩手県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約で、別表第1から、岩手県沿岸知的障害児施設を削除し、盛岡広域環境組合を加入、別表第2の退職手当の支給に関する事務の共同処理する団体から除く団体に盛岡広域環境組合を加えようとするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第23号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更に関し議決を求めることについてを採決します。

議案第23号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第23号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更に関し議決を求めることについては原案のとおり可決されました。

---

◎日程第12 議案第24号

○議長（瀧本正徳君） 日程第12、議案第24号 町道路線の廃止に関し議決を求めることについてを議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（佐々木真君） 議案第24号 町道路線の廃止に関し議決を求めることについてを御説明いたします。

今回廃止する路線は、上有住字土倉298番682地先を起点とし、上有住字土倉298番682地先が終点の延長255.9メートルの町道滝観洞線であります。

路線図を御覧ください。

赤で示した部分が廃止しようとする路線で、丸印が起点を矢印が終点を表しております。

今回の廃止は、当該道路を管理用の道路として道路の機能は維持し、町道を廃止しようとするものであります。

町道の廃止によって新たな観光施設の一部として一体的な管理が可能となり、景観にも配慮した周辺整備や観光施設ならではの有意義な活用の検討を可能とするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから質疑を行います。

発言を許します。

6番、村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 今回のこの町道路線の廃止というのは、JRの上有住駅の行く手前の公衆トイレから250メートルぐらいということですが、これから滝観洞の受付棟が新築になるわけですが、これに関わっての廃止を考えたということではないのでしょうか。

それから廃止することによって、先ほども効果的なところが述べられました。もう一度期待される効果をお尋ねいたします。

○議長（瀧本正徳君） 農政課長。

○農政課長（佐々木光彦君） それでは、私のほうから説明をさせていただきます。

今回の町道路線の廃止のもともとの発端の部分といいますか、その部分でありますけれども、滝観洞のその受付棟の新築の際に大船渡土木センターとの建築確認等の協議をしたわけですが、その際にその擁壁の部分が土留め施工時に前方のほうに倒れ込む危険性があるというようなことがございまして、それが倒れ込まないようにするためには、約1メートルほど町道側のほうに建物自体を移動するといいますか、移動した形の設計の修正をする必要があったということでございまして、その際に方法とすれば、町道の区域変更という方法もあったわけですが、この際、その新設工事と併せまして、町道を廃止をして、その施設の一部としてその道路の部分を一体的管理にするというようなほうが有効ではないかというようなお話です。

例えばで言いますと、既存の川のガードレールもあるわけですが、そういったものも現在は町道でありましたので、ああいう形のガードレールということでございしますが、観光地らしく景観に配慮した防護柵というような形の整備という部分もすることも可能になるというようなことのでございしますので、いずれ観光施設ならではの有意義な活用ができるのではないかなということでも今回の上程に至ったものでございます。

○議長（瀧本正徳君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） はい、分かりました。これから一体的な整備が始まっていくという期待感があります。

それで、建設課長にお伺いしますが、今まで町道であったわけで、除雪等は町道ですから町のほうでやってたかと思うんですが、今後は、滝観洞の業務を受託をした方々が除雪をするということになるということでしょうか。

○議長（瀧本正徳君） 建設課長。

○建設課長（佐々木真君） 御質問のとおり、今までは町道としての除雪を行ってきたわけで

ありますけれども、今後につきましては、施設の管理者のほうにお願いするということになるかと思っております。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第24号 町道路線の廃止に関し議決を求めることについてを採決します。

議案第24号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第24号 町道路線の廃止に関し議決を求めることについては原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第13 議案第25号

○議長（瀧本正徳君） 日程第13、議案第25号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（横澤広幸君） 議案第25号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について御説明いたします。

初めに、議案2枚目の奥土倉辺地総合整備計画変更新旧対照表を御覧ください。

今回の変更は、観光レクリエーション施設及び消防施設の事業費総額の増に伴う下線部分

の変更でございます。

観光レクリエーション施設につきましては、事業費の7,504万9,000円を1億5,347万2,000円に変更、総合施設につきましては、事業費の902万円を962万5,000円に変更し、これに係る辺地対策事業債予定額をそれぞれ1億4,870万円と240万円とするものであります。

詳細につきましては、議案書裏面の総合整備計画の変更理由書を御覧ください。

2、変更後（第3次変更）（1）滝観洞浄化槽設置事業は、滝観洞観光施設改築事業と一体的に実施することにより、事業費及び現地対策事業債予定額が減となったものであります。

（2）滝観洞観光施設改築事業は、設計変更により事業費及び辺地対策事業債予定額が増となったものであります。

（3）消防車両整備事業は、消防団第6分団第3部の車両を更新したもので、事業費が増となったものの、附属品等の機材対象経費が減となったために、辺地対策事業債予定額が減となったものであります。

なお、計画変更は、現地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置に関する法律第3条の規定によりあらかじめ岩手県と協議し、議会の議決を経て総務大臣に提出しようとするものであり、既に県との協議は異議のない旨、1月31日付で回答を得ているものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第25号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを採決します。

議案第25号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第25号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第14 発委第1号

○議長（瀧本正徳君） 日程第14、発委第1号 住田町議会の個人情報の保護に関する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、佐々木春一君。

〔議会運営委員長 佐々木春一君登壇〕

○議会運営委員長（佐々木春一君） 発委第1号 住田町議会の個人情報の保護に関する条例について御説明をいたします。

今回の条例制定は、個人情報保護法が改正され、当該法改正において、議会は法が定める規律の対象外とされましたが、議会は地方公共団体の機関に含まれるため、議会においても個人情報の適正な取扱いを確保する資格があることから、個人情報保護のルールに沿った自律的な規定について、必要な事項を定めようとするものです。

それでは、内容について御説明いたします。

まず、この条例は、6章で構成されております。

第1章は、総則で第1条から第3条において、本条例の目的、用語の定義、議会の責務について規定しております。

第2章は、個人情報等の取扱いについてで、第4条から16条において、保有する個人情報の利用目的や不適切な取扱いや不正な入手の禁止、利用の制限等について規定しております。

第3章は、個人情報ファイルについてで、第17条で個人情報ファイルの作成、公表について規定しております。

第4章は、開示、訂正および利用停止についてで、第18条から第46条において、個人

情報ファイルの開示、訂正、利用停止、審査請求に関する基準や手続について規定しております。

第5章は、罰則についてで、第47条から第52条において分類・整理されていない場合等の除外に関する内容や苦情等に対する対応、施行状況の公表などについて規定しております。

第6章は、罰則について第53条から第57条において、個人情報に不正な取扱いがあった場合等における懲役や罰金等に関し規定しております。

附則は、条例の施行日を令和5年4月1日としようとするものであります。

以上、議員各位の御賛同をお願いし、発委案の提案理由といたします。

○議長（瀧本正徳君） これから質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、発委第1号 住田町議会の個人情報の保護に関する条例を採決します。

発委第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、発委第1号 住田町議会の個人情報の保護に関する条例は原案のとおり可決されました。

○議長（瀧本正徳君） ここで、午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時55分

再開 午後1時00分

○議長（瀧本正徳君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

◎日程第15～日程第20 議案第1号～議案第6号

○議長（瀧本正徳君） 日程第15、議案第1号 令和5年度住田町一般会計予算、日程第16、議案第2号 令和5年度住田町国民健康保険特別会計予算、日程第17、議案第3号 令和5年度住田町介護保険特別会計予算、日程第18、議案第4号 令和5年度住田町後期高齢者医療特別会計予算、日程第19、議案第5号 令和5年度住田町簡易水道事業会計予算、日程第20、議案第6号 令和5年度住田町下水道事業会計予算を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（横澤広幸君） 議案第1号から議案第6号まで、各会計の令和5年度予算案について御説明いたします。

まず、議案第1号 令和5年度住田町一般会計予算の概要について御説明いたします。

予算書の1ページを御覧ください。

予算総額は歳入歳出それぞれ50億3,500万円で、前年度比当初予算比4億3,500万円、9.5%の増であります。

歳入歳出予算の款ごとの概要については、第1表、歳入歳出予算で御説明いたします。

債務負担行為につきましては、8ページの第2表、地方債につきましては、9ページの第3表のとおりであります。

一時借入金の借入れの最高額については、6億円とするものであります。

次に、第1表、歳入歳出予算により、款ごとの概要を御説明いたします。

2ページをお開き願います。

なお、前年度当初予算との比較については、10ページ、歳入歳出予算事項別明細書の歳入を御覧ください。

1款町税は6億567万3,000円で、前年度比1億3,974万1,000円の増は、固定資産税の増が主なものであります。

2 款地方譲与税は 8, 205 万 4, 000 円、3 款利子割交付金は 30 万円、4 款配当割交付金は 99 万円、5 款株式等譲渡所得割交付金は 100 万円、6 款法人事業税交付金は 600 万円、7 款地方消費税交付金は 1 億 2, 100 万円、8 款環境性能割交付金は 200 万円、9 款地方特例交付金は 140 万円、10 款地方交付税は 23 億 2, 000 万円、11 款交通安全対策特別交付金は 50 万円で、いずれも所要の見積額を計上しております。

12 款分担金及び負担金は 355 万 3, 000 円で、前年度比 653 万 3, 000 円の減は、保育所運営費一部負担金の減が主なものであります。

13 款使用料及び手数料は 8, 892 万 8, 000 円で、前年度比 69 万 8, 000 円の減は、町営住宅使用料の減が主なものであります。

14 款国庫支出金は、4 億 412 万 8, 000 円で、前年度比 1 億 1, 936 万 1, 000 円の増は、社会資本整備総合交付金の増が主なものであります。

15 款県支出金は、2 億 5, 966 万 7, 000 円で、前年度比 1, 195 万 9, 000 円の増は、岩手県知事県議会議員選挙執行委託金の計上が主なものであります。

16 款財産収入は、5, 206 万円で、前年度比 638 万 5, 000 円の減は、町有林立木売払い代金の減が主なものであります。

17 款寄附金は、5, 150 万 1, 000 円で、前年度比 2, 450 万円の増であります。

18 款繰入金は、4 億 6, 985 万 5, 000 円で、前年度比 1, 390 万 4, 000 円の増は、財政調整基金繰入金の増が主なものであります。

19 款繰越金は、4, 958 万 6, 000 円で、前年度比 129 万円の減であります。

20 款諸収入は、6, 150 万 5, 000 円で、前年度比 102 万 1, 000 円の増であります。

21 款町債は、4 億 5, 330 万円で、前年度比 1 億 1, 410 万円の増は、町道改良等の増が主なものであります。

続きまして、歳出について御説明いたします。

5 ページをお開き願います。

なお、前年度比当初予算との比較については 11 ページ、歳入歳出予算事項別明細書の歳出を御覧願います。

1 款議会費は 7, 238 万 1, 000 円で、前年度比 32 万 8, 000 円の増は、職員人件費の増が主なものであります。

2 款総務費は、7 億 8, 138 万 9, 000 円で、前年度比 5, 539 万 4, 000 円の

増は、旧下有住小学校プール等解体工事費の計上が主なものであります。

3款民生費は、10億6,511万7,000円で、前年度比1,458万8,000円の増は、高齢者生活福祉センター改修工事費の計上が主なものであります。

4款衛生費は、3億9,442万7,000円で、前年度比1,766万9,000円の減は、簡易水道事業会計出資金の減が主なものであります。

5款労働費は、62万9,000円で、前年度と同額であります。

6款農林業費は、3億9,734万1,000円で、前年度比1,249万2,000円の減は、森林環境保全直接支払事業委託料の減が主なものであります。

7款商工費は、2億642万2,000円で、前年度比6,346万1,000円の増は、滝観洞観光センター受付棟新築工事費の計上が主なものであります。

8款土木費は、6億2,797万9,000円で、前年度比2億5,803万3,000円の増は、補償費の増が主なものであります。

9款消防費は、2億4,757万7,000円で、前年度比、856万7,000円の増は、消防団員報酬の増が主なものであります。

10款教育費は、5億3,792万1,000円で、前年度比5,995万3,000円の増は、スクールバス購入費の計上が主なものであります。

11款災害復旧費は、1万円で、前年度と同額であります。

12款公債費は、6億7,044万5,000円で、前年度比49万1,000円の減は、臨時財政対策債の利子の減が主なものであります。

13款諸支出金は、2,700万円で、前年度比700万円の増であります。

14款予備費は、636万2,000円で、前年度比167万2,000円の減であります。

なお、令和5年度の主な事業につきましては、既に配付しております別冊の令和5年度一般会計歳入歳出予算の概要と主な事業のとおりとなっております。

以上が一般会計予算の概要であります。

次に、議案第2号 令和5年度住田町国民健康保険特別会計予算の概要について御説明いたします。

予算書の99ページを御覧ください。

予算総額は、歳入歳出それぞれ6億6,180万3,000円で、前年度当初予算比で2,206万6,000円の増は、保険給付費の増が主なものであります。

一時借入金の借入れの最高額につきましては、3,000万円と定めようとするものであります。

歳入歳出予算の款ごとの説明につきましては、省略させていただきます。

次に、議案第3号 令和5年度住田町介護保険特別会計予算の概要について御説明いたします。

予算書の117ページを御覧ください。

保険事業勘定の予算総額は、歳入歳出それぞれ9億9,972万6,000円で、前年度比27万9,000円の増は、地域密着型介護サービス給付費の増が主なものであります。

介護サービス事業勘定の予算総額は、歳入歳出それぞれ223万8,000円で、前年度比12万8,000円、6.1%の増は、予防給付ケアマネジメント業務委託料の増が主なものであります。

一時借入金の借入れの最高額につきましては、保険事業勘定において、5,000万円と定めようとするものであります。

歳入歳出予算の款ごとの説明につきましては、省略させていただきます。

次に、議案第4号 令和5年度住田町後期高齢者医療特別会計予算の概要について御説明いたします。

予算書の141ページを御覧ください。

予算総額は、歳入歳出それぞれ8,108万円で、前年度比886万4,000円、9.9%の減は、後期高齢者広域連合納付金の減が主なものであります。

歳入歳出予算の款ごとの説明につきましては、省略させていただきます。

次に、議案第5号 令和5年度住田町簡易水道事業会計予算の概要について御説明いたします。

予算書の1ページを御覧ください。

業務の予定量は、給水件数1,580件、総給水量36万立米であります。

収益的収支は、収入1億6,140万円、支出1億4,489万4,000円であります。

資本的収支は、収入3,846万8,000円、支出8,593万1,000円であります。

支出に対する不足額4,746万3,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額45万3,000円及び過年度分損益勘定留保資金4,701万円より補填するものであります。

その他、一時借入金の限度額、予定支出の各項の経費の金額の流用、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、他会計からの補助金及び棚卸資産の購入限度額につきましては、それぞれ定めるものであります。

款ごとの説明につきましては、省略させていただきます。

次に、議案第6号 令和5年度住田町下水道事業会計予算の概要について御説明いたします。

予算書の1ページを御覧ください。

業務の予定量は、接続戸数660戸、総排出量16万8,800立米であります。

収益的収支は、収入1億4,439万9,000円、支出1億4,401万円であります。

資本的収支は、収入3,455万4,000円、支出3,871万3,000円であります。

支出に対する不足額415万9,000円は、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額6万8,000円及び過年度分損益勘定留保資金409万1,000円により補填するものであります。

その他、一時借入金の限度額、予定支出の各項の経費の金額の流用、議会の議決を経なければ流用することができない経費及び他会計からの補助金につきましては、それぞれ定めるものであります。

款ごとの説明につきましては、省略させていただきます。

以上、議案第1号から議案第6号まで、令和5年度住田町各会計の予算案の説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） お諮りします。

議案第1号から議案第6号までの各会計予算については、議長を除く全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀧本正徳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第6号までの各会計予算については、議長を除く全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定しました。

なお、この予算審査特別委員会は、正・副委員長互選のため、本日、本会議散会后、引き続き当議会において招集することといたします。

改めて通知は差し上げませんので、御了承願います。

---

◎散会の宣告

○議長（瀧本正徳君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午後1時15分

---

